

# 教職員向け児童虐待対応の手引き

# ぎやく たい 虐待から 子どもを守る!

子どもの小さな変化に気づくために

## 子どもの虐待には、大きく分けて4つのタイプがあります

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
<input type="checkbox"/> なぐる、ける <input type="checkbox"/> やけどを負わせる <input type="checkbox"/> おぼれさせる <input type="checkbox"/> 戸外に締め出す <input type="checkbox"/> 物を投げつける など	<input type="checkbox"/> 子どもへの性行 <input type="checkbox"/> 性的行為の強要 <input type="checkbox"/> 性器や性交を見せる <input type="checkbox"/> 子どもの裸を写真や動画で撮る など	<input type="checkbox"/> 傷つくことを言う <input type="checkbox"/> 言葉によるおどし <input type="checkbox"/> 無視をする <input type="checkbox"/> きょうだいで差別する <input type="checkbox"/> 子どものいる家庭できょうだいや配偶者に暴力をふるう、暴言を吐く など	<input type="checkbox"/> 家に閉じ込める <input type="checkbox"/> 食事を与えない <input type="checkbox"/> ひどく不潔にする <input type="checkbox"/> 自動車の中に放置する <input type="checkbox"/> けがや病気をしても病院に連れて行かない <input type="checkbox"/> 保護者以外の同居人による虐待を放置する など

## ① 学校等の職員の役割、責務

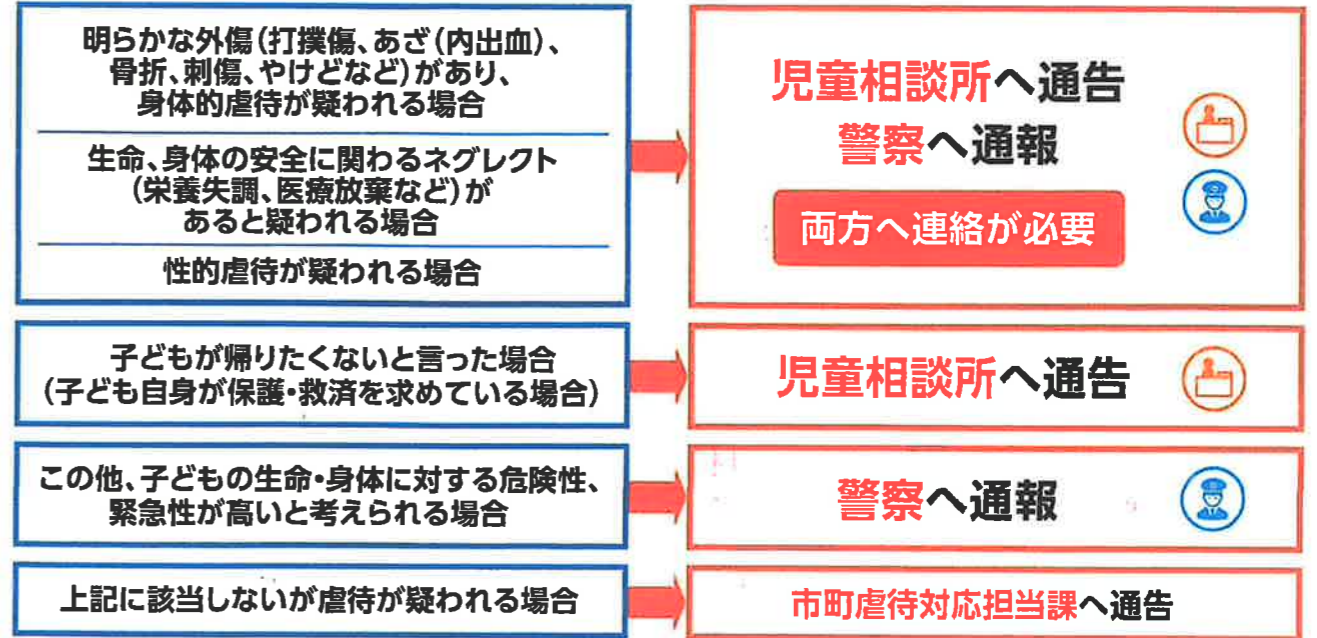
学校等の職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で、虐待の早期発見に努める(児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)第5条)とともに、市町や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。児童虐待防止法によって、学校等の職員に求められる主な役割は以下の4点です。

- ① 虐待の早期発見に努めること(努力義務)【第5条第1項】
- ② 虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村(虐待対応担当課)児童相談所等へ通告すること(義務)【第6条】
- ③ 虐待の予防・防止や、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと(努力義務)【第5条第2項】
- ④ 虐待防止のための子ども等への教育に努めること(努力義務)【第5条第5項】

## ④ どんな場合にどこへ通告すればいいの?

### 子どもの状況

### 通告・通報先



学校設置者、教育委員会等へ、通告・通報したことを連絡

### 【学校が通告を判断するに当たってのポイント】

- ① 確証がなくても通告すること。(誤りであったとしても責任は問われない。)
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること。
- ③ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること。
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと。



空振りJOK!  
見逃しNG!!

- ・児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに児童相談所や市町の虐待対応担当課へ**通告しなければならない**としています。
- ・虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、**一般の人の目から見れば主観的に虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。**
- ・学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して**通告をためらってははいけません。**

## 通告の際に提供する情報

- ・子ども・保護者の氏名、年齢等
- ・家庭の状況(家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報)
- ・外傷や症状(誰から、いつから、どのような)、外傷・症状に関する本人の説明\*  
 ※ 詳細不要、聞き取りは「オープンクエスチョン」<sup>1</sup>で実施し、開示があった時点でそれ以上は聞かない。  
 速やかに**司法面接**<sup>2</sup>につなげる。
- ・出席状況(欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など)
- ・日常的な学校での様子(友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点など)

\*1 オープンクエスチョン…「はい」「いいえ」で答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問。

\*2 司法面接…司法面接とは協同聴取、代表者聴取、協同面接ともいわれ、虐待を受けた子どもに3機関(児童相談所、警察、検察)が連携して被害内容を確認する面接で、子どもが繰り返し同じ被害内容を聴取されることを避け、子どもに与える心理的負担の軽減のために実施されている面接。



まずは把握している  
情報を迅速に  
通告・通報する!